(様式1-1) 新規評価総括表

事業種類	道路付帯施設の整備	事業名	交通安全施設等整備

建設部　道路管理課

番号	市町村名	(ふりがな) 箇所名	事業概要	全体事業費 (千円)	完了予定年度	箇所評価						建設部公共事業評価委員会の意見	長野県公共事業評価委員会の意見	現地調査	第三者意見聴取	県の評価案	評価監視委員会意見	評価の決定	申請	採択	備考
						必要性	重要性	効率性	緊急性	計画熟度	総合評価										
1	須坂市	太子町(たいしまち)～春木町(はるきまち)	歩道設置工 L=230m	180,000	2025 (R7)	A	A	A	A	A	A	小学生の通学路で、長野県の「通学路の安全確保に関する方針」で対策必要箇所とされており、また、須坂市通学路安全プログラムに位置付けられている。歩道が狭小で危険な状況であるため、早期に歩道整備を実施し、安全な歩行空間を確保する必要があるため、事業着手が妥当であると判断する。	建設部公共事業評価委員会の意見が妥当であると判断する。	○	○	事業着手	妥当	事業着手	○	○	
合　　計			1箇所	180,000																	

番号	市町村名	(ふりがな) 箇所名	事業概要	全体事業費 (千円)	完了予定年度	箇所評価						所管課の意見	政策評価室の意見	現地調査	第三者意見聴取	県の評価案	評価監視委員会意見	評価の決定	申請	採択	備考
						必要性	重要性	効率性	緊急性	計画熟度	総合評価										
2	下諏訪町	四ッ角(よかど)	歩道設置工 L=95m	400,000	2026 (R8)	A	B	A	A	A	A	当該箇所は、全国的にも知られている諏訪大社下社秋宮の参道であり、下諏訪町の街なみ環境整備区域にもなっており、地域と一体となって街なみを整備していく必要があるが、歩道が未整備で観光客等の歩行者が安心して散策できる状況でないため、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	－	－	事業着手	－	事業着手	○	○	
3	南箕輪村	北殿(きたとの)	歩道設置工 L=30m	50,000	2026 (R8)	A	A	A	A	A	A	小学生の通学路であり、南箕輪村の通学路安全プログラムにも位置付けられているが、歩道が無く危険な状況であるため、早期に歩道整備を実施し、安全な歩行空間を確保する必要があるため、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	－	－	事業着手	－	事業着手	○	○	
4	根羽村	田島(たじま)	歩道設置工 L=450m	200,000	2026 (R8)	B	A	A	A	A	A	小学生の通学路であり、根羽村の通学路安全プログラムにも位置付けられているが、歩道が狭小で危険な状況であるため、早期に歩道整備を実施し、安全な歩行空間を確保する必要があるため、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	－	－	事業着手	－	事業着手	○	○	
5	高森町	出砂原(ださら)	歩道設置工 L=270m	323,000	2026 (R8)	A	A	A	A	A	A	小学生の通学路であり、高森町の通学路安全プログラムにも位置付けられているが、歩道が無くて危険な状況であるため、早期に歩道整備を実施し、安全な歩行空間を確保する必要があるため、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	－	－	事業着手	－	事業着手	○	○	
6	朝日村	下洗馬(しもせば)	歩道設置工 L=600m	200,000	2026 (R8)	A	A	A	A	A	A	小学生の通学路であり、朝日村の通学路安全プログラムにも位置付けられているが、歩道が無く危険な状況であるため、早期に歩道整備を実施し、安全な歩行空間を確保する必要があるため、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	－	－	事業着手	－	事業着手	○	○	
7	安曇野市	田尻(たじり)～田多井(たたい)	歩道設置工 L=780m	500,000	2026 (R8)	B	A	A	A	A	A	小学生の通学路であり、安曇野市の通学路安全プログラムにも位置付けられているが、歩道が無く危険な状況であるため、早期に歩道整備を実施し、安全な歩行空間を確保する必要があるため、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	－	－	事業着手	－	事業着手	○	○	
8	安曇野市	楡(にれ)	交差点改良工　1箇所	200,000	2026 (R8)	A	A	A	A	A	A	小学生の通学路であり、安曇野市の通学路安全プログラムにも位置付けられているが、歩道が狭小で危険な状況であるため、早期に歩道整備を実施し、安全な歩行空間を確保する必要があるため、事業着手が妥当であると判断する。	所管課の意見が妥当であると判断する。	－	－	事業着手	－	事業着手	○	○	
合　　計			8箇所	1,873,000																	